

大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 この要綱は、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3の1（1）イ及び<del>2（1）イ</del>の規定に基づき、予算の定めるところにより、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金（以下「支援金」という。）の交付に必要な手続きを定める。</p> <p>2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは、「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 この要綱において「支援校」とは、実施要綱第3の1（1）ア及び<del>2（1）イ</del>の規定による支援校をいう。</p> <p>二 この要綱において「支援対象生徒」とは、実施要綱第3の1（1）ア及び<del>2（1）イ</del>の規定による支援対象生徒をいう。</p> <p>三 この要綱において「計画」とは、実施要綱第5の3の規定による教育長の承認を受けた実施計画、又は実施要綱第6の2の規定による教育長の変更の承認を受けた変更実施計画をいう。</p> <p>(設置者への委任)</p> <p>第3条 支援対象生徒は、支援金の受領及び受領に必要な事務手続きについて</p>	<p style="text-align: center;">大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 この要綱は、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3の1（1）イ及び2（1）イの規定に基づき、予算の定めるところにより、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金（以下「支援金」という。）の交付に必要な手続きを定める。</p> <p>2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは、「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 この要綱において「支援校」とは、実施要綱第3の1（1）ア及び2（1）アの規定による支援校をいう。</p> <p>二 この要綱において「支援対象生徒」とは、実施要綱第3の1（1）ア及び2（1）アの規定による支援対象生徒をいう。</p> <p>三 この要綱において「計画」とは、実施要綱第6の3の規定による教育長の承認を受けた実施計画、又は実施要綱第7の2の規定による教育長の変更の承認を受けた変更実施計画をいう。</p> <p>(設置者への委任)</p> <p>第3条 支援対象生徒は、支援金の受領及び受領に必要な事務手続きについて</p>

新	旧
<p>は、支援校の設置者（以下「設置者」という。）に委任するものとする。</p> <p>2 前項の委任は、実施要綱第5の1(1)に規定する支援申込書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>（補助の対象）</p> <p>第4条 この要綱に定める支援金の交付の対象となる者は、実施要綱第3の1(1)イ及び<del>2(1)イ並びに</del>前条の規定に基づき、支援対象生徒に代わって支援金を受領する設置者とする。</p> <p>2 支援金は支援対象生徒が納付すべき授業料の全部又は一部に充当するものとし、設置者が自ら実施する授業料その他納付金の減免等（実施要綱第4の1(1)ウ及び<del>第5の1(1)ウ</del>の規定に基づき実施する授業料減免を含む。）に充ててはならない。</p> <p>（支援金の額）</p> <p>第5条 <del>実施要綱第3の1(1)アの規定による支援金の額は、実施要綱第4の1(1)ウの規定に基づき、設置者が支援対象生徒に実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は、支援校の学則で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。また、支援校が実施する授業料減免額が次に掲げる金額を下回る場合は、支援金交付の対象外とする。</del></p> <p><del>一 学則で定める授業料の額が年間60万円以上のとき、20万円</del></p> <p><del>二 学則で定める授業料の額が年間60万円未満のとき、当該額の3分の1（千円未満切り捨て）</del></p> <p>実施要綱第3の1(1)アの規定による支援金の額は、実施要綱第4の1(1)ウの規定に基づき、設置者が支援対象生徒に実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援</p>	<p>は、支援校の設置者（以下「設置者」という。）に委任するものとする。</p> <p>2 前項の委任は、実施要綱第6の1(1)に規定する支援申込書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>（補助の対象）</p> <p>第4条 この要綱に定める支援金の交付の対象となる者は、実施要綱第3の1(1)イ及び2(1)イ並びに前条の規定に基づき、支援対象生徒に代わって支援金を受領する設置者とする。</p> <p>2 支援金は支援対象生徒が納付すべき授業料の全部又は一部に充当するものとし、設置者が自ら実施する授業料その他納付金の減免等（実施要綱第4の1(1)ウ及び第5の1(1)ウの規定に基づき実施する授業料減免を含む。）に充ててはならない。</p> <p>（支援金の額）</p> <p>第5条 実施要綱第3の1(1)アの規定による支援金の額は、実施要綱第4の1(1)ウの規定に基づき、設置者が支援対象生徒に実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は、支援校の学則で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。また、支援校が実施する授業料減免額が次に掲げる金額を下回る場合は、支援金交付の対象外とする。</p> <p>一 学則で定める授業料の額が年間60万円以上のとき、20万円</p> <p>二 学則で定める授業料の額が年間60万円未満のとき、当該額の3分の1（千円未満切り捨て）</p> <p>2 実施要綱第3の2(1)アの規定による支援金の額は、実施要綱第5の1(1)ウの規定に基づき、設置者が支援対象生徒に実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援</p>

新	旧
<p>金の上限額は、支援校の学則で定める授業料の4分の1の金額及び専門学校生については25万円、高等専修学校生については10万円を超えないものとする。</p> <p>(支援金の交付の申請)</p> <p>第6条 規則第4条第1項の申請をしようとする設置者は、大阪府私立専修学校修学支援事業に係る支援金交付申請書(様式1)(以下「交付申請書」という。)を、教育長に対し、その定める期日までに提出するものとする。</p> <p>2 交付申請の内容は、計画に基づくものでなければならない。交付申請の内容が、計画と異なる場合は、当該交付申請に先立ち、実施要綱第6の2の規定による教育長の計画の変更承認を受けなければならない。</p> <p>第7条及び第8条 (略)</p> <p>(交付の変更)</p> <p>第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金変更交付申請書(様式2)(以下「変更交付申請書」という。)を教育長に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2 変更交付申請の内容は、計画に基づくものでなければならない。変更交付申請の内容が、計画と異なる場合は、当該変更交付申請に先立ち、実施要綱第6の2の規定による教育長の計画変更承認を受けなければならない。</p> <p>3 教育長は、第1項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。</p> <p>4 教育長は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができるものとする。</p>	<p>金の上限額は、支援校の学則で定める授業料の4分の1の金額及び専門学校生については25万円、高等専修学校生については10万円を超えないものとする。</p> <p>(支援金の交付の申請)</p> <p>第6条 規則第4条第1項の申請をしようとする設置者は、大阪府私立専修学校修学支援事業に係る支援金交付申請書(様式1)(以下「交付申請書」という。)を、教育長に対し、その定める期日までに提出するものとする。</p> <p>2 交付申請の内容は、計画に基づくものでなければならない。交付申請の内容が、計画と異なる場合は、当該交付申請に先立ち、実施要綱第7の2の規定による教育長の計画の変更承認を受けなければならない。</p> <p>第7条及び第8条 (略)</p> <p>(交付の変更)</p> <p>第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金変更交付申請書(様式2)(以下「変更交付申請書」という。)を教育長に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2 変更交付申請の内容は、計画に基づくものでなければならない。変更交付申請の内容が、計画と異なる場合は、当該変更交付申請に先立ち、実施要綱第7の2の規定による教育長の計画変更承認を受けなければならない。</p> <p>3 教育長は、第1項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。</p> <p>4 教育長は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができるものとする。</p>

新	旧
<p>5 教育長は、支援金の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び付した条件を補助事業者に通知するものとする。</p>	<p>5 教育長は、支援金の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び付した条件を補助事業者に通知するものとする。</p>
<p>第 10 条—第 13 条 (略)</p>	<p>第 10 条—第 13 条 (略)</p>
<p>(支援対象生徒が支援対象生徒の要件を満たさなくなった場合における支援金の返還)</p>	<p>(支援対象生徒が支援対象生徒の要件を満たさなくなった場合における支援金の返還)</p>
<p>第 14 条 教育長は、支援対象生徒が、実施要綱第 4 の 2 <del>又は第 5 の 2</del> に規定する要件を満たさなくなった場合において、既に当該生徒に係る支援金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、既に交付した当該生徒に係る支援金の全額の返還を命ずるものとする。</p>	<p>第 14 条 教育長は、支援対象生徒が、実施要綱第 4 の 2 又は第 5 の 2 に規定する要件を満たさなくなった場合において、既に当該生徒に係る支援金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、既に交付した当該生徒に係る支援金の全額の返還を命ずるものとする。</p>
<p>第 15 条—第 19 条 (略)</p>	<p>第 15 条—第 19 条 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>

新	旧
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
<u>附 則</u>	
1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。	
2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。	

新

(様式2)			
		年 月 日	
大阪府教育長 様			
		専修学校名	
		設置者所在地	
		設置者名	
		代表者名	
年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る 支援金変更交付申請書			
年 月 日付け第 号で交付決定を受けた 年度大阪府私立専修学校修学支援 実証研究事業に係る支援金について、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金交付要綱 第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更して下さるよう、関係書類を添えて申請します。			
記			
1	支援金交付決定額	円	
2	支援金変更交付申請額	円	
3	差額(2-1)	金0円	
4	変更理由及び内容		
5	変更後の補助事業の実施計画	別紙交付対象生徒一覧のとおり	

旧

(様式2)			
		年 月 日	
大阪府教育長 様			
		専修学校名	
		設置者所在地	
		設置者名	
		代表者名	
年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る 支援金変更交付申請書			
年 月 日付け第 号で交付決定を受けた 年度大阪府私立専修学校修学支援 実証研究事業に係る支援金について、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金交付要綱 第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更して下さるよう、関係書類を添えて申請します。			
記			
1	支援金交付決定額	円	
2	支援金変更交付申請額	円	
3	差額(2-1)	金0円	
4	変更理由及び内容		
5	変更後の補助事業の実施計画	別紙交付対象生徒一覧のとおり	